質 問 及 び 回 答 一 覧

佐賀市放課後児童クラブ運営業務に係る公募型プロポーザルに関し、期日までに質問のあった事項について、 下記のとおり回答します。

No.	項目	質問内容	回答（こども政策課）
1	応募手続	当法人は、プロポーザル等の参加および契約手続き等について本社から支店へ委任していますが、支店名義での参加は可能でしょうか。	本社から支店長等に本プロポーザルへの参加及び契約締結等に関する権限が委任されている場合は、支店長等の名義で参加することが可能です。
2	応募手続	募集要領6(8)の「類する施設」に企業主導型保育事業の運営受託実績は該当しますか。実績証明書類として運営委託契約書の写しで足りますか。	企業主導型保育事業の運営受託実績については、募集要領６（８）の「類する施設」に係る管理運営実績として認めます。実績証明書類については、当該施設の管理運営業務の内容、契約期間等が確認できる運営委託契約書の写しで差し支えありません。ただし、契約書のみで管理運営の実績が確認できない場合は、関連する業務仕様書等の追加提出を求める場合があります。
3	応募手続	参加表明書に添付する「管理運営実績を有することを証明する書類」については、1自治体分のみでよろしいでしょうか。	募集要領６（８）に掲げる施設の管理運営実績が確認できれば、１自治体分（１件）の提出で差し支えありません。 なお、契約書の写しだけでは管理運営業務の内容等が確認できない場合は、追加資料の提出をお願いする場合があります。
4	応募手続	佐賀市内の支店等の有無は参加資格ではなく評価基準の加点事項との理解でよいでしょうか。契約後に市内拠点を設置する場合の評価上の扱いもご教示ください。	加点事項は、お見込みのとおりです。 加点の対象とするのは、参加申込期限日時点で「本社・本店が佐賀市内である」または「佐賀市外に本社・本店はあるが佐賀市に支社・支店・営業所がある」事業者とさせていただきます。契約締結後に市内拠点を設置する場合は、本項目の評価対象には含めません。
5	応募手続	C・D両ブロックに応募し、一方のみ選定された場合、そのブロックのみ受託することは可能でしょうか。参加表明書・提案書・見積書の提出単位をご教示くだ	可能です。両ブロックに応募される場合、参加表明書等一式は「Ｃブロック用」「Ｄブロック用」別々にご提出をお願いいたします。

No.	項目	質問内容	回答（こども政策課）
		さい。	
6	応募手続	C・Dブロックの両方に参加する場合、参加表明書等をはじめとする全ての提出物はブロックごとに提出すると理解してよろしいでしょうか。	参加表明書等一式は「Cブロック用」「Dブロック用」別々にご提出をお願いいたします。なお、参加表明書（様式第１号）には、応募ブロックを記入する欄がありませんので、以下のとおり記入をお願いします。 ※記入例：佐賀市放課後児童クラブ運営業務公募型プロポーザル（CまたはDブロック）に参加します。
7	審査会	1次審査を通過した場合、プレゼンテーションには法人から何名が参加可能でしょうか。また、プロジェクターやスクリーンを用いた説明の可否および法人からの持参物についてご教示ください。	・参加人数は５名以内とし、保育現場での実務経験を有するなど保育業務に精通した方が参加するよう努めてください。 ・会場には大型モニター１台を用意しますので、そちらをご活用ください（HDMIケーブルは当方で準備します）。ご持参いただくものは、モニターとの接続用パソコンとなります。
8	支援員配置	各クラブ・支援単位別の在籍人数を、月給制・時給制・短期雇用、主任支援員・支援員・補助員、認定資格研修修了状況別にご教示ください。	別紙「職員配置・活動費・人件費等データ」のとおりです。
9	勤務時間等	上記の雇用区分別に週所定労働時間、月間実働時間、通常期・長期休業期の配置実績、時間外勤務の実績をご教示ください。	・雇用区分別の週所定勤務時間及び基本的な勤務時間帯については、別紙「佐賀市放課後児童クラブ支援員等の給与体系等（令和８年４月１日現在）」の「２ 勤務形態」をご確認ください。 ・月間実働時間及び通常期・長期休業期の配置実績については、各クラブの勤務状況等に応じて異なりますので、今回については仕様書記載の支援員等配置基準等を参考に積算してください。 ・時間外勤務の実績はありません。
10	支援員処遇	C・D別の令和7年度人件費実績、令和8年度予算を、給与・賞与・通勤手当・処遇改善・法定福利費に分けてご教示ください。可能であればクラブ別の内訳も	別紙「職員配置・活動費・人件費等データ」のとおりです。

No.	項目	質問内容	回答（こども政策課）
		お願いします。	
11	支援員処遇	令和８年４月１日現在の給与体系資料に加え、各クラブの月給制職員の号給分布、時給制職員の単価別人数、期末・勤勉手当、通勤手当の支給実績をご教示ください。	・月給制職員の号給分布については、「佐賀市放課後児童クラブ支援員等の給与体系等（令和８年４月１日現在）」p.1～2 に記載しております。 ・時給制職員については、1,400 円（資格有）が 97 名、1,322 円（資格無）が 26 名、期末･勤勉手当は支給していません。1 か月あたりの通勤手当の支給目安額は 376,600 円／月（81 名）です。　※R8.6.1 時点
12	保険加入	現在の健康保険・厚生年金・雇用保険の加入人数をブロック別・雇用区分別にご教示ください。	月給制職員４６名のみ加入対象となります。
13	支援員処遇	仕様書 9(3)の継続雇用対象者について、継続希望人数、退職予定人数、採用面談の開始可能時期をご教示ください。	継続雇用に係る意向調査は本契約締結後速やかに実施いたします。最短で令和８年１２月以降となる見込みです。
14	支援員処遇	直営職員の年次有給休暇の残日数を受託者が引き継ぐことは必須でしょうか。評価基準にある「有効な提案」に期待する取扱いをご教示ください。	・本業務の仕様として、休暇については直営クラブと同程度の水準を維持することとしておりますが、必須ではありません。 ・参考事例として、現在の委託クラブにおいては、直営からの転籍者に対して労働基準法に基づく有給休暇に加え、雇用開始時に特別有給休暇（月給制、時給制スタッフ一律１０日）を付与しています。
15	支援員処遇	令和 9～11 年度の見積限度額の算定では、佐賀県最低賃金の改定をどの時点・時給・上昇率で見込んでいますか。	令和９年度時点の給与は、令和８年度単価に過去３年間の人事院勧告等を反映した伸び率平均（月給 6.4%、時給資格有 9.1%、時給資格無 9.4%）を乗じたものとしています。令和１０年度以降は据え置きとしています。
16	契約	契約期間中に最低賃金、社会保険料率等が想定以上に上昇した場合、委託料の増額変更協議は可能ですか。協議要件・算定方法もご教示ください。	上記（最低賃金）のとおり一定の賃金上昇は見込んで積算をしておりますが、社会情勢の変化等で積算水準を大幅に超える状況となった場合は、算定方法等も含め委託者と受託者との間で協議して定めます。
17	契約	最低賃金改定に伴い、補助員と有資格支援員、主任支	

No.	項目	質問内容	回答（こども政策課）
		援員の職種間賃金差を維持する昇給を実施した場合、委託料変更協議の対象となりますか。	
18	契約	令和９年度に比べ令和10・11年度の見積限度額が減少する理由と、初年度のみ見込む費用の内訳をご教示ください。	・令和９年度は、年次有給休暇の引継ぎ・特別付与等を想定した経費を計上しているため、最も高い金額となっています。 ・その他の要因としては、カレンダーの開所日数によります。 （R9：292日　R10：291日　R11：289日） ※なお、経費積算の詳細は公表しておりません。
19	契約	募集要領の見積り限度額について、C・Dブロック共に毎年減額されているのですが、要因をご教示いただけないでしょうか？	
20	支援員処遇	キャリアアップ処遇改善事業及び月額9,000円相当賃金改善の対象者数、要件、現在の支給額をC・D別にご教示ください。	別紙「職員配置・活動費・人件費等データ」のとおりです。
21	登録児童数	各クラブ・支援単位別の登録児童数と実利用児童数（通常月・土曜日・長期休業期、可能であれば時間帯別）をご教示ください。	・各クラブの登録児童数は、仕様書別表1-1,1-2の「延べ登録児童数(R8.4.1 時点)」を参照してください。なお、支援単位別では集計しておりません。 ・実利用児童数については、集計データが膨大になるため、今回につきましては施設定員の８～１０割程度を目安として算定してください。
22	支援員処遇	Cブロックの号給別の月給者、Dブロックの号給別月給者の在籍人数を各ブロックごとにご教示下さい。また、各クラブの在籍人数をご教示いただけないでしょうか。（時給者）	・月給制職員の号給分布については、「佐賀市放課後児童クラブ支援員等の給与体系等（令和８年４月１日現在）」p.1～2に記載しております。 ・各クラブの支援員在籍数は、別紙「職員配置・活動費・人件費等データ」のとおりです。
23	支援員加配	特別な支援を要する児童数と現在の加配人数・時間数をクラブ別にご教示ください。医療的ケア・看護師配置の必要性も併せてご教示ください。	・令和８年度の特別な支援を要する児童数及び加配数については、別紙「職員配置・活動費・人件費等データ」のとおりです。 ・医療的ケア児の受入れについては、令和７年度に１名、令和８年度は実績なしです。医療的ケア児が入会した場合、市において学校と同じ訪問看護事業所等と契約

No.	項目	質問内容	回答（こども政策課）
			し、クラブの要請に応じて看護師等の派遣を行います。
24	支援員加配	仕様書 8(2)では加配人件費は受託者負担ですが、契約後の対象児童増加に伴う追加加配について委託料変更協議は可能でしょうか。	募集要領においてお示ししている見積限度額は、一定数の支援員の加配を前提とした積算をしております。当初想定を大幅に超えるような状況が発生した場合は、委託者と受託者との間で協議して定めます。
25	支援員配置	仕様書 8(3)の登所人数が少ない時間帯の配置調整について、支援単位間の集約運営・職員兼務が認められる条件をご教示ください。	支援単位間の集約においては、以下の条件を踏まえてください。 ・ 登所児童数が少ない時間帯における支援単位間の集約運営および職員兼務は、合同した時間帯の実際の合計児童数に対して国の配置基準（40 人以下 2 名以上、41 人以上 3 名以上）を満たす支援員を必ず配置すること。 ・使用する部屋において児童 1 人あたりおおむね 1.65 ㎡以上の専用面積を維持すること。 ・異年齢混在に対応した安全管理体制を確保して見守りの死角を作らないこと。また、当該時間帯に変則配置を行う旨を事前に保護者へ説明し周知を徹底すること。
26	支援員配置	各クラブの現時点の欠員数、過去 1 年間の退職者数、長期休業期の短期雇用人数をご教示ください。	・現時点での欠員数は月給制職員１名です。 ・令和７年度の退職者数は１０名（月給制１名、時給制９名）です。 ・令和８年度夏期期間における有償ボランティア（短期）雇用人数は２５名です。
27	契約	仕様書 14 の年度末精算について、対象となる経費・余剰金返還・不足額負担の算定方法を具体的にご教示ください。	・精算の対象は、仕様書別表３の費用分担区分に基づき、受託者が本業務の運営に要した経費とします。なお、市が別途負担する経費や、保護者から徴収する活動費等を重複して計上することはできません。 ・各経費は、受託者の会計処理基準等に基づき合理的に算定し、本業務との関連性及び算定根拠を確認できるよう整理してください。 ・年度ごとの収支実績等を市が確認し、精算対象として認められる経費の額と、当該年度の委託金額のいずれか低い額を精算額とします。支払済みの委託料が精算額を上回る場合は、その差額を市へ返納していただきます。

No.	項目	質問内容	回答（こども政策課）
			・本業務は委託金額の範囲内で適正に履行するものとし、受託者が負担する経費が委託金額を上回った場合、その超過額は原則として受託者の負担となります。ただし、社会情勢の変化や運営方針の変更等により、市と事前協議の上、委託金額を変更する場合は、この限りではありません。
28	契約	令和 8 年度の準備経費は受託者負担とされていますが、職員事前研修、現職員面談、引継ぎ時の賃金負担の区分をご教示ください。	・仕様書３（２）及び１６に基づき、開設準備及び引継ぎに要する経費は、原則として受託者の負担としておりますので、職員事前研修、採用面談及び業務引継ぎについては受託者の負担となります。 ・令和８年度中に市が雇用する職員の通常勤務及び市の指示による引継ぎ業務に係る賃金等については、引き続き市が負担します。 ・研修、面談及び引継ぎの実施時期や方法については、児童クラブの通常運営に支障が生じないよう、事前に市と協議してください。
29	施設管理	施設・備品の現況台帳と、学校共用教室の設営・原状復帰が必要なクラブ一覧をご提供いただけますか。	・備品に該当する一部物品については、市のシステムにて一元管理していますが、各児童クラブの備品や消耗品等を網羅した現況台帳がないため、施設・備品等の現況については、仕様書３（２）に基づき契約締結後の準備期間において確認していただくこととしています。 ・学校内の教室を利用するクラブについては、仕様書別表 1-1,1-2 記載の実施場所を参照してください。
30	保険	仕様書 10 の傷害・賠償責任保険について、求める補償限度額、既存契約の取扱い、保護者からの保険料徴収の実績をご教示ください。	・児童が加入する普通傷害保険は、公益社団法人全国子ども会連合会が提供する「放課後安心プラン」で、１人あたりの掛金は年間 500 円です。詳細は、同会のホームページ（https://www.kodomo-kai.or.jp/houkagoansin/）をご参照ください。 ・賠償責任保険は賠償責任が発生した場合に十分な補償ができるようご対応ください。
31	活動費	活動費・おやつ代のクラブ別徴収額と実績、徴収方法、未納時の負担・処理方法をご教示ください。	・具体的な徴収方法については、保護者の利便性や適正な会計管理等を踏まえ、市と協議の上、決定します。これまでは現金で直接徴収する方法が主流でしたが、事務効

No.	項目	質問内容	回答（こども政策課）
			率化のためキャッシュレス化を目指す方向です。 ・未納が発生した場合は、受託者において保護者への納付依頼及び未納状況の管理を行い、必要に応じて市と協議して対応することとします。 ・クラブ別徴収額は別紙「職員配置・活動費・人件費等データ」のとおりです。
32	運営体制	仕様書8(1)の運営責任者と統括支援員について、C・D 双方を兼務することや巡回拠点の共通化は認められますか。	ブロック化の目的は、市域広範にわたる地理的条件において、よりきめ細かなクラブ運営を可能とするためです。巡回拠点の共通化は差し支えございませんが、統括支援員の兼務は望ましいものではないと考えております。
33	運営体制	C・Dブロックともに、実施場所が調整中となっているクラブがあります。こちらは増設に伴う調整中でしょうか。	お見込みのとおりです。
34	施設管理	Dブロックの児童センター内クラブについて、センターとの共用部分、業務分担、施設利用上の制約をご教示ください。	東与賀、久保田の両児童クラブについては、それぞれ東与賀児童館、久保田児童センター内で運営することになります。児童館（児童センター）は自由来館施設であるため、乳幼児を含めて一般の来館者とも動線が重複する部分があります。 運営にあっては各施設の状況が異なるため、市、児童館（児童センター）及び受託者の間で十分な事前協議を行いたいと考えております。
35	運営課題	今回の民間委託で市が特に改善を期待する課題（人材確保、保護者対応、学校連携等）と、現状の把握資料があればご教示ください。	・本業務では、安定した運営体制の確保と児童クラブの質の向上を主な目的としています。特に、人材確保や欠員時のバックアップ、支援員等の研修・助言体制、安全管理、特別な支援を必要とする児童への対応、学校・保護者等との連携、効率的な運営などについて、事業者の専門性やノウハウを生かした提案を期待しています。 ・参考として、保護者アンケートの中で要望が多かった項目は、「長期休暇中の昼食提供」「遊びや行事の充実」「支援スタッフの資質向上」などがあります。
36	契約	児童数や支援単位の増減が生じた際の契約額見直し条件、協議時期、精算方法をご教示ください。	児童数の増減のみをもって、契約額を機械的に増減するものではありませんが、支援単位の増減が発生する場合は、契約内容の変更等に関わるため、適切な時期に委託者

No.	項目	質問内容	回答（こども政策課）
			と受託者との間で協議を行うこととします。 協議については、支援単位数の変更が見込まれることが判明した段階で行うことを基本とし、変更時期、必要となる人員配置、当初の見積内訳等を踏まえて調整額を決定します。
37	日本版DBS	仕様書7(2)⑧の認定対象事業者としての対応について、契約開始時点での認定取得の要否、移行措置、必要経費の積算上の扱いをご教示ください。	・契約開始時点での認定取得は不要ですが、法施行後、速やかに認定取得を行っていただきます。 ・要件充足に必要な経費は応募者の状況によると想定されること、認定取得の方法（単独・共同）により手数料等も異なることから、原則受託者側での負担を想定していますので、経費として積算してください。